

会 議 録

会議の名称	平成23年度第4回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成23年9月6日(火) 午後7時30分～9時00分				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 米原勝一(会長)・小島聖(会長職務代理) 丹代了委員・渡邊儀一郎委員 町貴之委員・湊脇稔尚委員</p> <p>(事務局) 今井子ども家庭部長・小林子ども家庭部次長 山口子ども育成課長・野々村児童課長・ 大沼子ども育成課長補佐・ 小町管理係長・下口主査 高野主任・上野主事</p> <p>●欠席者：久木田稔委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	3人
会議次第	<p>開会</p> <p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 保育料の検証等</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) その他</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども育成課 担当者名 電話番号 042-393-5111 (内線3197) ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>(1) 資料配布の可否 →配布不可。東村山市情報公開条例 第6条(5)及び(6)を勧案する。</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 傍聴の可否 ○「東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針」 →傍聴可。</p>					

(1) 保育料の検証等

(会長)

それでは式次第の三、議題に入りたいと思う。東村山市保育料等審議会の答申案の検討。前回、8月1日の審議会で委員の皆さんからいただいたご意見を反映させた形で事務局のほうで作成いただいた、保育料等についての答申案がある。作成いただいた案について委員の皆さんのご意見をいただき、ある程度の案を集約させていただき、委員のみなさんの承認を本日いただきたいと思うので、ご協力のほどお願いしたい。なお、本日集約されたものを、私と事務局で文言等の最後のチェックを行い今月末までに東村山市長に保育料等の答申をしたいと思う。できれば、今日色々意見があって、多少の修正で済むのであれば全体の中で最終答申を確認して東村山市長のほうにお渡ししたいと思う。あまりにたくさん修正点があった場合には私と事務局で最終的な文言等の調整をさせていただきますが、そういう形でよろしいか。

では、すでにお配りの答申案について、これからご意見をいただきたいと思う。一つ一つ気がついたところを修正していく形で進める。

(会長)

では、(2)の『保育料の改定について』の部分。ここの①だが、読んでいくと、三段目、『定率減税廃止に対応した改定を行った。』とあるが、その下に『結果的に』というのがあるが、この『保育料改定』の前に『その結果を』入れて『国基準の徴収する割合が著しく減少した』とする。これをずっと読んでいきますと、意味は同じですが、最終的な集約が出るまでだらだら言葉が続く感じがするので、一度切ってしまった方がスッキリするのではないか。一度読んでみる。『平成19年度から税源移譲及び定率減税廃止に伴い、保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も定率減税廃止に対応した改定を行った。その結果、保育料改定の目安とする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が、著しく減少した。』という風に切ってしまった方が整っているのではないか。元の文章でも、もちろん意味は間違いではないが切った方が分かりやすいのではないか。個人的なクセはあるがどうだろうか。

(丹代委員)

結果的に著しく減少したという表現だと漠然としているかもしれない。

(小島委員)

会長がおっしゃるようにしたほうが、流れとして分かりやすいと思う。あとはそれに伴って区切りを変えればよいと思う。

(子ども育成課長)

事務局としてはどちらでも構わない。審議会の中で集約された形にしていく。

(会長)

結局、19年度からの検証なので、そのところで、一度文章を切ってしまうと、だから今回はこうするというようにつなげて行くほうが良いのではないか。

(丹代委員)

保育料の改定の理由としては、その文章のほうが分かりやすい。

(淵脇委員)

全体的に文章が長いのもう少し細かく区切って、例えば理由で一つ区切って結論として一つ区切ってという形で、今の①、②のような形でいいのではないか。この文章で言いたいことは、値上げせざるを得ない、ということと激変緩和をなさい、ということが一番言いたいことであるから、そこが伝わればよいと思う。

(会長)

では一回整理して、読ませていただく。三段目、『…改定を行った。その結果、保育料改定の目安とする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が著しく減少した。』で一回切る。そして『それに伴って…』以下は原案通りにいうことで、よいか。

(廣町委員)

私としては、文章を切ったところから②とし、今の②を③という形にしてもいいのかと、3つならば多いわけではない。まず①で、どうしてこういう原因に至ったか、②の部分でどう改善していくか、③で徴収しなくてはならないので利用者にも負担してもらい、ということが3つくらいに区切られていればいいのではないかと。もう少し明確化していくと、例えば①の部分で19年度に改定を行った、その結果としてどうしなくてはいけなくなったのかが段階的に書かれている方が分かりやすいのかと思う。別に区分けをする必要はないので、今のままでも問題はないが、もうちょっと明確化させるのであれば、行ったことによって減少して、それに対してどうしなくてはいけない、ということ話し合っただけで行ったということが掲載されていたほうがいいのかというように気がする。単純に①として文章がつながっているけれども、改行などをして文章を区切るのもありだと思う。そうしたほうが、もしかしたら分かりやすいのかと思う。

(淵脇委員)

提出する相手が市長であることを考えると、分かっていると前提として考えてもいいのかと思う。一般的な皆さんに出して、誰が読んでも理解できるというところまでくだかなくても、答申という性質から考えると今のままでも良いかと思うところもあるが、分かりやすくした方がいいという部分があるのも理解できる。どこまでくだいていくかということが難しい。

(廣町委員)

せっかく①、②、③と区切って分類して分かりやすくしたのであれば、相手が市長であると言っても書き方は統一して書いたほうがよいのではないかと。

(子ども育成課長)

事務局としては①、②、③でも、①と改行して②はそのままでもどちらでも構わない。あくまで、審議会でもとまったことに従うだけである。内容として全く問題がないということであれば、会長がおっしゃられたように好みの問題もあるかと思うので②を入れるか改行するか、そのままにするかはお任せする。

(小島委員)

私は会長に一任で構わない。

(会長)

改定理由であるから、もしよければ先ほどの提案で了解していただければと思うが、いかがですか。

(一同)

はい。

(会長)

では、改定時期に関しては、やはり年度初めに実施するというので具体的な時期は入れない方向でよろしいか。

(一同)

ここは、このままでよい。

(淵脇委員)

(4)の『保育料改定に対する審議(意見)経過について』というところの扱いが分からないので教えていただきたい。改定についてというのが(2)のところできて理由付けをしていて、そして(4)の

ところで審議経過、意見経過が来ているのは、改定をするためにこういった意見が出たという捕らえ方でいいのか。これが答申のフォーマットであるということならばそれで了解する。

(子ども育成課長)

前回のものをある程度、踏襲する中で作らせていただいた。

(淵脇委員)

付則としてこれだけは意見として書き残しておきたいというものなのか。

(子ども育成課長)

基本的にはご議論いただいた中でこの部分の意見だけは残して欲しいという、小島副会長からのご意見があったところを含めてこのところで載せさせていただいた。

(淵脇委員)

了解した。

(子ども育成課長)

例えば、『経過について』というところを『経過』という言葉をとってしまったほうが分かりやすいだろうか。

(淵脇委員)

『経過』という言葉が入ると逆に分かりづらいかと思う。

(会長)

『経過』という言葉を取らせていただく。

(淵脇委員)

そうしたほうが分かりやすい。あと、『異論がない』というところに異論があるかと。ただ、まとめようとする、こういった書き方しかないと思うので理解はしているが一応言わせていただいた。あと、『おわりに』の三段目の部分で『定期的に見直しを行い』という文言を入れていただいたのはありがたいと思う。ずっと、そのままおいておくのではなくて、少しずつ見直しをしていくという意識の変化を書いていたのは読んでいてありがたいと感じた。

(淵脇委員)

先の児童クラブ費のことについて進んでも構わないか。

(会長)

構わない。

(淵脇委員)

(4)の『児童クラブ費改定に対する審議』のところで、①、②、③は意見として出されていて、特に市の方からこうするといったことではないということで考えてよろしいか。例えば、(2)のところで『改定を認める』と書いていて、(3)では『改定をしない』と書いてあるあたりの解釈が難しいのではないかと。あと、児童クラブ費(2)のところで『改定』と書いてあって、『おわりに』のところで『…改正し…』と書いてあるところは直したほうが良いのではないかと。

(会長)

言葉の整合性がないということか。

(淵脇委員)

整合性が無いと言ってしまうのは難しいが、今の段階でどのようにまとめていくのかということである。

(会長)

(2)では『改定の必要性を認めるものである』といいつつ、最後の(6)の『おわりに』のところでは、『児童クラブ費の見直しについては・・・』ということを行っているから整合性がないということか。

(淵脇委員)

そうである。ただ、見直しをしなくて良いということにはならないが、サービス、これから中身を色々考えていくとおっしゃっていて、それが出てこないとお金の計算ができないというのは話を聞いていて理解できる。しかし、親のほうは、実は今、廣町さんと久木田さんのほうで動いているのだが、どういう意見が出てくるのか、親が何を求めているのかをリサーチしたことがないので、そこを含めてここでどうまとめておいて、次に引き継いで行くのかが見えないかと。廣町さん、実際のところ感触はどうか。

(廣町委員)

これを読む限り、上がってしまうのだろうなというのは感じる。一方で、上がる、上がらないは別として、サービスを充実させる、例えば一人親に対して、または免除を推進していこうとすることを言っているのはよいのではないか。一方で、クラブ費の改定が必要で、それに伴ってサービスの向上をしつつ、かつ(4)の②にあるように大規模化を防ぎつつ、嘱託中心での運営をすると書いてあり、結論としてどの方向に持っていこうとしているのかが見えないかと思う。

(淵脇委員)

(4)の②の部分は我々から出た意見が出ているので、決して市が言っている意見ではないということである。今は、子どもを預けていると一家庭、一人の子どもに対して 5500 円だが、二人以降になると多少減免という形をとらせていただいているが、これからサービスが拡充していくときに、例えば時間延長するときに、Aくんは普通の通常の保育時間だけど、Bくんの保育時間はフルで延長の時間も利用するとしたときに、今まではすべての利用者が同じ時間だったので 5500 円だったが、延長を利用するとなったときに、保育園でもやっているように延長のお金を取るとなると基本的なお金は 5500 円だけど、前後が付く分 1000 円ずつお金を取りますよというシステムがあるが、そういうのがここに反映してくるのか。

つまり、全員が 7000 円にしましょうとはならない場合、例えば、5500 円は変わらず、増えたサービスに対して親が対価を払うといった値上げの仕方もあるでしょうし、全員が 5500 円から 7000 円に値上げするというのであれば保育園と同じような形になってくるでしょうし、そのあたりでも計算としてこれからどう出せるのかということをやっている最中だと思う。私たちとしても、親としてみれば、たくさんいいことがあって、その上でお金を払わなくて済むというのが一番いいが、そうはいかないでしょうし、金額に見合ったサービスであればありがたいと思う。それがどういった形で提案していただけるのかということが私には分からない。しかし、25 年度には嘱託化というのが書かれていて、それに伴って変わることが見込まれているから、市からの提案が何かしらあることが言われているが確実なものは何も無いとなると、どうまとめたらいいいのかというのが正直なところである。だが、審議をしてきたということを書かなくては行けないので、書き方が難しいところだと思う。

(丹代委員)

どちらかという徴収率を上げることがメインとして書かれているように思う。

(子ども育成課長)

(3)の今回の答申による改定は行わないというところが、今回の答申のメインになると考えていただいて構わない。

(小島委員)

では、(4)の部分は参考意見として書かれているということでもよろしいか。つまり、会としてこうであると言っているわけではないということか。

(淵脇委員)

保育園のフォーマット、書き方に合わせておわりにまで書いているからややこしくなっているのではないか。現段階では答申はしませんという形で、(3)で載せて、こういった意見がありましたと書いておいて、ただ、子どもシステムの変更で影響が出るということは事実ではありますし。

(小島委員)

結論を書くだけの形でよいのではないか。

(淵脇委員)

いいと思います。

(会長)

『改正』を『改定』に統一するということでよろしいか。

(子ども育成課長)

はい。

(会長)

(6)の『おわりに』の三行目は『改正』は『改定』に変わるということよろしいか。

(子ども育成課長)

はい。

(会長)

今回、児童クラブ費に関しては実質的な審議はしておりませんが、諮問を受けたので何らかの形で答申をしたい。それも保育料と同じような形でまとめたほうが良いのではないかという意見を受けてこの形になったわけである。実質的に今回改定を行わないということを前提に出している。

(淵脇委員)

もし今回、一つ強く言えることがあるとすれば、改定はしないが、生活保護世帯、市民税非課税世帯、一人親家庭、病欠等の欠席者に対するの制度、減免を設けて欲しいと強く申し上げ、検討を始めてくださいということ、すぐに制度を作って欲しいということではなく、そういったことを申し上げたことを、言わせていただいて、あとは次の会に続けていくことだと思う。そのところで、難しいところがあれば、もう少し柔らかな言葉にしていきますが、(2)の児童クラブの改定についてのところの後段のところ、三行目からの文章で検討を進めてくださいという形になれば審議を行ったこととしてなるのではないか。

(児童課長)

書き方の問題もあるが(2)のところ、『生活保護世帯、市民税非課税世帯』についてはすでに行っている、並列に並ばせてしまうとそういう解釈ができてしまうかもしれない。『病欠、一人親家庭については現下の厳しい社会経済情勢を鑑みて適切であるとする』という表現と分けて考えたほうが良いかと思う。すでに生活保護世帯と市民税非課税世帯についてはすでに減免をしているので、していることは適切であるとするという表現にするのか。まずは『生活保護世帯と市民税非課税世帯』、『一人親家庭と病欠等欠席者』という違う条件のものが同列に並んでしまっている、手直しをしたいと思う。

(淵脇委員)

つまり、制度がないところに対して制度の拡充を図るという表現にするということに理解した。

(小島委員)

この会議の性格として、制度設計まで踏み込んでいくのか。あくまでも現在ある既存の制度に対するの保育料等の審査、審議を行っていくのか、制度設計まで含めて何か提案、審議していく会なのか。

(会長)

制度までは踏み込むことはできない。結局、この審議会は使用料審議会ではないが、あくまでも児童クラブ費の問題についての会なので。

(児童課長)

実際は在り方の部分と料金の部分が密接に関わっているところは多いが、会長がおっしゃった通りの解釈で構わない。どうしても、切っても切れない部分があるが、現行の制度うんぬんには触れずに保育料の部分に関してご議論いただければと思う。

(会長)

諮問する側としてどの部分で諮問をしたのかをはっきりしていただきたい。

(子ども家庭部次長)

一般的に言いますと、制度設計までというのは組み込んでいない。基本的には保育料、あるいは児童クラブ使用料に対する一般的な考え方、例えば保育料であれば50:50を完全に割っている、ですから50:50に近づける方向はやむを得ないでしょう。ただし、そこまでにはかなりステップが高いので、激変緩和、急にはやらないで欲しいといったことを答申の中で入れていただくといった形になる。従って、今回、児童クラブ費に関してはまだ深くこの中で議論をしていないのでなかなか答申が難しいが、根本的には次年度は児童クラブ使用料の改定を行わないということが、この場でも集約されたと思う。それ以降については、来年また継続して検討をしていってください、という答申をいただいて、制度設計も含めて市の所管の方で作ったものを議会の方に提案していくという形になる。

(会長)

私の認識も同じようなところである。諮問会議の名前が保育料等となっていますから、児童クラブ費に関して諮問されているという解釈でよろしいか。

(子ども家庭部次長)

その通りです。

(会長)

では児童クラブ費のところでは、(2)のところ三行目、児童クラブ費うんぬんのところで『生活保護世帯、市民税非課税世帯、』このところを削除して、最後のところ『適切である』で句点をつけてあとをカットする。『考える』を削除して文末に句点をつけるということでもよろしいか。続いて(4)の『審議(意見)経過』の『経過』を抜かすということでもよいか。それと(6)の『おわりに』の部分の『改正』を『改定』に直すということでもよろしいか。

(小島委員)

そこは了解した。その前の部分に戻ってもよろしいか。

(会長)

どうぞ。

(小島委員)

認可保育園保育料についての(4)、『保育料改定に対する審議について』のところで、この会が始まるときの基準として対国基準50%で始まったと思うが、それに対して疑問が投げかけられたということを入れてはダメか。もし、この(4)は意見の羅列であるならば、この意見も入れていただきたい。

(会長)

確かにそういった意見もあった。今、小島委員のおっしゃられたことを文言の中で解釈するとすれば、(4)③の『なお保育料については、認可保育園以外(認可外保育施設等及び幼稚園)に預ける

保護者負担との関係も考慮し、総合的に検討すべき』の総合的の部分に含められないか。

(小島委員)

会としての決定で、対国基準比率 50%を目安とすることを維持することはやぶさかではないが、一委員として正直納得できないところなので、それに対しての意見があったということを入れていただきたい。

(淵脇委員)

実際のところ、どのように書いていくか。

(小島委員)

対国基準 50%を目安とすることには疑問があるではダメなのか。

(淵脇委員)

それは読みようによっては、50%ではなくても良いというように受け取れる。つまり 50%を下回って、例えば 30%でもいいように読み取れる。

(会長)

この『認可外保育園・・・』というところから逆に言えば、認可保育園よりも月謝が高いことが周知されているわけだから、50%よりも高くすることを考えていると読み取れないか。やはり、具体的に 50%という数字を入れていきたいか。

(小島委員)

はい。私は 50%を基準としている現状に対して疑問を抱いているので。

(淵脇委員)

しかし、50%の話というのは我々がそこに踏み込んでいいのかという話にもなる。それこそ先ほどの話を考えると保育料等審議会の立場から 50%に踏み込んでいく話はしてもよいのか。

(会長)

今回の諮問が、いわゆる 19 年度の検証ということでもありますから、今回でなければ、つまりそういう諮問を受ければ可能性はある。

(淵脇委員)

逆に市が 50%ではなく 60 : 40 にしたいとやってきた場合に、我々が議論する。ということで理解した。

(会長)

すなわち、市の財政事情を鑑みて、保育料の 50%を維持できなくなったときに、何%ならばよいかということを審議して欲しいといった趣旨であればありうる。

(小島委員)

50%というのが基準になっていてそれに戻そうとしている。そもそも、その基準が本当に正しいのか審議できないのはおかしいのでは。

(会長)

それは、今後認可外保育施設及び幼稚園などを考慮して総合的に検討すべきという意見があったという中にまとめる形ではいかないだろうか。

(子ども家庭部長)

保護者負担の割合を増やす。増やすべきだという意見があった。ではどうか。

(淵脇委員)

50%という数字を入れなくて、今井子ども家庭部長のおっしゃった形にまとめるのはどうか。

(小島委員)

ここの部分をカットするのはダメか。つまり 50%を目安とするという部分をカットするというところでどうだろうか。

(子ども育成課長)

他に数字が出てくる部分がないので、これまでの議論として 50%の話をさせてきていただいているので外すのは難しい。例えば、50%に対して疑問を呈したということを入れるとすれば(4)の意見の中に入れる形になる。

(淵脇委員)

例えば、他の認可保育園以外の保護者負担と保育園に通う保護者負担が違うということを入れていくのはどうか。

(子ども育成課長)

基本的には先ほど言っていたように、この二文の中に小島先生がおっしゃった 50%に対して疑問を持っているということを含めた文章に整理して、結果として、総合的に検討すべきとし、その中で認可外保育施設と幼稚園ということではっきりと謳わせていただき、保護者負担との関係として含ませていただいている。ただ表現としてももう少し何らかとなるとどのように表現するかが難しいところである。

(子ども家庭部長)

『保育料については現行の 50%の基準の割合の他に』というのを加えるのはどうか。

(子ども育成課長)

『対国基準比率 50%の考え方の他に』という表現を最初の部分に入れてしまうか。

(淵脇委員)

そうすると、『なお・・・』の部分から独立させてしまったほうがいいのではないか。

(子ども育成課長)

『なお』消して④とし、『保育料については対国基準比率 50%のほかに・・・』という形にするのはどうか。

(会長)

④として『保育料については、対国基準 50%・・・』と具体的に入れるわけですね。

(子ども育成課長)

もし④として一文を別にするのであれば、『④ 保育料については対国基準比率 50%の考え方の他に認可保育園以外(認可外保育園及び幼稚園)に預ける保護者負担割合との関係も考慮し、総合的に検討すべきとの意見があった。』という形ではどうでしょうか。

(淵脇委員)

そうすると制度にからんできてしまっていると思う。もし、それをやるのであれば幼稚園と保育園と認可外の保育料について審議する場を設けてやらなくていけないのではないかと思う。そこまで踏み込んでやるのであれば、どういうバランスを東村山市がとるべきなのかをきちんと審議しなくてはならないのではないか。審議会でそういう意見が出てきたから変えましようとはならないにしても、やはり公の場できちんと議論すべきだと思う。小島先生がおっしゃったことは、議会などの公の場所できちんと議論していただきたいと思う。そのきっかけとして、この場がやっていくべきなのか、違う場でやっていくべきなのかははっきりとは言えないが。

(丹代委員)

ここで50%を入れると、50%という数字が強調されているように感じる。数字は入れなくてもいいのではないか。

(子ども家庭部長)

『保育料については保護者負担割合、認可保育園以外・・・との議論があった』の形ではどうか。議論があったということは文言として残るのではないか。

(会長)

『保育料については』ではなく『保護者負担割合については』に変える形ではどうか。そうすると、この中に小島先生がおっしゃっていたことが入ってくるのではないか。ここで50%ということを実体的に入れてしまうと前の文章とのつながりがおかしくなってしまうと思うのだが。

(小島委員)

その形でいいと思う。

(会長)

では『④ 保育料の保護者負担割合については・・・』に変更する形にしたいと思う。

(小島委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。

(淵脇委員)

児童クラブのところ、(4)の②のところ『正職員中心の運営から、嘱託職員中心の運営への移行の推進により、新たな負担増をしていない現在の考えは一定評価する』というのは、我々としてはどう読み取ればよいだろうか。廣町さん。嘱託職員化を推進していることになってしまうが。

(廣町委員)

そうですね。ずっと疑問に思っていた。学保連としては、正職員中心を前端的に謳ってきているので、『嘱託職員中心の推進に対して一定評価を・・・』と言ってしまうと、相反していることになってしまう。

(淵脇委員)

行動のベースになっているので、推進を評価していると書かれてしまうと息が出来ない。

(会長)

なるべく一般市民の立場から考えていただければ。審議会なので。

(廣町委員)

確かに、大規模化解消に関しては一定の評価はしている。ただ、その中の職員体制に関する部分は抜いていただけると助かる。ただ、話としてはこういう内容のものは上がっていたので、確かに大規模化は解消され一定の評価はできるというのも分らなくはないが、学保連の代表として出ている立場からすると難しい。

(子ども家庭部長)

では推進を外した文言ではどうだろうか。

(子ども育成課長)

『・・・嘱託職員中心の運営への移行により、新たな負担増をしていない現在の考えは一定評価をする』では。

(子ども家庭部長)

『一定評価する』を『一定理解する』でどうだろうか。

(児童課長)

極論を申し上げますと『新たな負担増をしていない現在の考えを一定評価する』とありますが、評価されてしまうと料金改定等、来年以降につながらなくなってしまう側面もある。

(廣町委員)

では、推進のところと評価のところを変えていただく形をお願いします。

(会長)

では、今、廣町委員からご意見のありました(4)の②『…の運営への移行により、新たな負担増をしていない現在の考え方は一定理解する。』そういうことでよろしいか。

(廣町委員)

『一定理解』ではなく『理解』ではダメか。

(澗脇委員)

一定というのは一部ということになる。理解というと全部分かっていることになるから、一定の理解のままでよいのではないか。

(廣町委員)

了解した。

(会長)

では一定理解でよろしいですね。

(児童課長)

ここは『一定理解する』だと読んでいて格好が悪いので、『一定の理解をするものである。』ではいかがか。

(会長)

それでよいと思う。他に何かあるか。

(渡邊委員)

内容的な部分ではないが、保育料と児童クラブ費に関しての部分、両方の(3)改定の実施時期についての最後のところで『…が適当である。』の適当という言葉が何か引っかかるのだがどうだろうか。他のところは適切であるとか考えられると言い切っているので気になる。こういった書き方が一般的なのかどうか教えていただきたい。

(会長)

毎回、このような文言を使っているので、答申のスタイルはこういうものだというのでよろしいか。

(会長)

では、最終確認をさせていただいて終わりたいと思う。では少々時間をいただき、直した部分の確認をしたいと思う。まずは保育料から確認する。

大きいⅢの(2)①の三段目『保育料改定』の前に『その結果』という文言を入れ、その次の四段目の『結果的に』を削除する。そして『著しく減少した。』で句点を入れる。というように変更する。次ページの(4)保育料改定に対する審議(意見)経過についての『経過』を抜く。次の(4)、④を作り『保育料の保護者負担割合については…』という文言に変える。そして、その一番下のところ、児童クラブ費の(2)児童クラブ費の改定についての三段目、『児童クラブ費に』の次の『…生活保

護世帯、市民税非課税世帯』の文言を削除する。そして最後の『…現下の厳しい社会経済情勢に鑑み適切である。』とする。次の(4)『児童クラブ費改定に対する審議(意見)経過について』の経過を削除する。そして②の三段目『…の運営への移行の推進…』の『推進』を削除し、『新たな負担増をしていない現在の考えは一定評価する。』ではなく『…一定理解するものである。』とする。最後に、(6)おわりにというところでは三段目の『改正』を『改定』に改める。以上でよろしいか。事務局も訂正は大丈夫か。

(子ども育成課長)

こちらでメモを取っていたものは、さっき言われた通りで大丈夫である。

(会長)

ではこういった形で全委員の方に承認をいただいたので、改めて事務局と私で打ち合わせはしない。そのまま訂正したものを九月下旬、市長の都合のよい日に私のほうから答申という形で提出させていただきたいと思う。よろしく願います。今年の五月から審議・答申を提出するまでご協力いただき感謝する。これで審議会を終わりにしたいと思う。何か事務局のほうでなにかあるか。

(子ども育成課長)

今後、御答申をいただいて会議録を含めてまた資料としてお送りをさせていただきたいと思う。答申を受けた後、また庁内で議論をさせていただくという過程を踏みたいと思う。

(会長)

わかりました。それではこれで本日の会を締めたいと思う。

了

(2)その他

4. 閉会